

令和元年 10 月に発生したトラブル事象について (1 / 1)

		区分Ⅲ
件名	ドラム缶のレバーバンド間に左手小指を挟み開放骨折・挫傷	
発生日時	令和元年 10 月 18 日(金) 14 時 50 分頃	
発生場所	当初施設 4 階 2 次廃棄物保管倉庫(一般 PCB 廃棄物取扱区域)	
環境への影響	なし	
PCB 汚染の可能性	なし	
概要(時刻は頃) (応急措置等)	<p><b>【概要】</b> 当初施設4階の2次廃棄物保管倉庫は、事業所内で発生した使用済み化学防護服、手袋等の保護具などの廃棄物を2次廃棄物としてドラム缶・ペール缶に詰めて保管している倉庫である。</p> <p>今回の事象は、運転会社である室蘭環境プラントサービス(株)(略称「MEPS」)が実施する2次廃棄物を収納したドラム缶を樹脂製パレット(1200×1200×150mm)に積載する作業に従事していた4名の男性作業員のうち1名(42歳。当初施設運転部トランス解体グループの作業員で、MEPS 入社後の年数は5年7か月、当該作業の経験年数は半年)が可燃性の2次廃棄物を収納した黄色の200Lオーブドラム缶(総重量約50kg、うちドラム缶重量約20kg)を床面から樹脂製パレット上に積載した際、手を掛けていたレバーバンドと隣り合わせのドラム缶のレバーバンドとの間に左手の小指を挟み、小指部を開放骨折・挫傷したもの。</p> <p>当該作業員へのPCB等の接触はなく、また操業への影響もなかった。</p> <p><b>【時系列】(時刻は頃)</b> 10/18 13:30 2次廃棄物保管倉庫に4名の作業員が集合し、作業説明・役割分担後に作業を開始した。 14:00 活性炭吸着塔室にて、作業で使用する空ドラム缶の準備作業を行った。 14:30 準備した空ドラム缶を2次廃棄物保管倉庫へ移動。可燃性2次廃棄物をドラム缶に詰める作業と詰め終えたドラム缶をパレットに積載する作業を開始した。 14:50 床面からパレットにドラム缶を載せた際、ドラム缶同士のレバーバンド間に左手の小指を挟み被災した。装備は下履き手袋、ラテックス手袋、皮手袋で、全ての手袋に損傷はなかった。 この時、他の3名の作業員は同倉庫の別場所で作業をしていた。 痛みを感じた作業員は、当該部位を確認したところ僅かに出血していたため、トランス解体班班長に連絡。その後トランス解体班作業長、運転部副部長、統括運転部長にほぼ同時刻に連絡。その後アルコールティッシュで傷口を押さえながら救護室に移動。 15:00 救護室にて MEPS が被災者の状況を確認。 15:05 JESCO 運転管理課課長代理に連絡。事業所長に報告後、JESCO 安全対策課課長代理に連絡。 15:07 救護室にて JESCO が被災者の状況を確認。 15:22 MEPS 職員 1 名が付き添い、社有車で医療機関に向かう。 16:10 JESCO が4階2次廃棄物保管倉庫の現場を確認。 16:20 神島整形外科医院にて処置(縫合と固定)開始。 17:30 処置終了。診断は左小指開放骨折、左小指挫傷で2週間の加療。 17:55 作業員の帰社後、本人及び運転会社より経緯の説明を受ける。 18:30 作業員帰宅(10/19、20 指定休のため次回出社は 10/21 の予定) 10/19 神島整形外科医院より診断書の提出を受ける。 10/21 7:00 作業員出社。</p>	
事象による影響 (安全への配慮)	当該作業員へのPCB等の接触はなく、操業への影響もなかった。	
発生原因	・ 調査中	
再発防止対策	・ 検討中	

連絡・公表の  
状況

【事象区分の判断】

通達連絡・公表基準に基づく、区分Ⅲ(不労災害:休業を要しないが、通院加療が必要な労働災害)に該当。

【対外対応】

10/18 15:26 JESCO本社、15:28 道庁・循環型社会推進課、15:31 胆振総合振興局・環境生活課、15:34 室蘭市・環境課、15:39 室蘭労働基準監督署に電話第一報連絡。  
10/24 13:30~15:00胆振総合振興局・環境生活課1名と室蘭市・環境課2名による環境保全協定に基づく立入検査を受検。

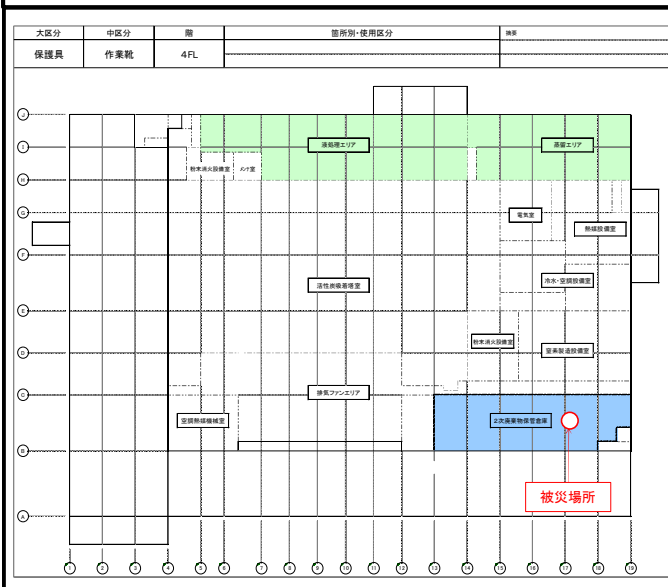
【報告・公表】「通報連絡・公表の取扱い」に基づく報告として、11/11 に報告書を北海道及び室蘭市に提出し、PCB処理情報センターに配備した。

件名

ドラム缶のレバーバンド間に左手小指を挟み開放骨折・挫傷

図・写真

当初処理施設 4F 管理区域図



現場及び作業状況の写真

